

義肢装具士法施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

義肢装具士法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、義肢装具士法（昭和62年法律第61号）及び義肢装具士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 省令の規定により提出する申請書等は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。